

個人歯科税制の留 ～平成25年税制改正に備えて～

歯科会計の橋本会計
公認会計士・税理士 橋本 守

個人歯科税制について、税制改正の方向性も含めて留意点をまとめます。

1

概算経費

概算経費とは租税措置法26条により社会保険診療収入についての必要経費の計算方法です。医師・歯科医師の社会保険収入等（社保・国保）に認められた経費計算の方法であるため、「医師優遇税制」として税制改正の項目に毎年あげられているものです。

この制度が設けられたのは、小規模診療所の経費計算の簡便性の観点から社会保険診療収入金額に一定率を乗じて必要経費を計算することを認めたものです。

適用については、社会保険収入等の金額が5,000万円以下という条件があります。（自由診療収入金額の大小は関係ありません）

(1) 概算経費適用が有利な理由

概算経費適用が有利な場合とは、計算した概算経費よりも実額経費が少ない場合です。この概算経費と実額経費の差額を通称「措置法差額」と呼びます。措置法差額は、実際の経費の支出がない金額について必要経費算入されているので、その金額が実額経費の適用と比較して税制上有利な金額となります。よって、措置法差額が大きいほど税制上有利となるわけです。

概算経費の実際の状況について、橋本会計の歯科個人事業のお客様についてまとめたものが（表1）です。

(2) 概算経費適用時の留意点

概算経費の適用が予定されている場合には、実額経費の支出を抑えたほうが資金的に有利となります。また、必要経費の計上を先延ばしできるものは先延ばしすることが有利です。よっ

て、次のような検討が有効です。

- ① 専従者給与については、極力支払を抑えるか、または廃止する。
- ② 減価償却費は定額法によること。
- ③ 開業費の償却は実額経費の適用時に行うこと。

(3) 概算経費についての税制改正

概算経費については、本来、実額経費の計算をしなくても概算額で必要経費計算ができるようにとの趣旨で認められた制度でした。よって、実額経費の計算をする一方、概算経費との比較で有利な方を選択するのは制度の趣旨に合わないという意見が出てきています。

このことを受けて、平成24年に厚生労働省が概算経費適用についての調査を実施し、会計検査院への報告を終えたところです。

結果の内容のポイントは2点。第一は、概算経費の適用者のほとんどが

（表1）概算経費の適用状況

収入区分	総数	概算経費適用数	平均収入（円）	平均所得（円）	平均措置法差額（円）	平均節税額（円）	平均概算経費率
2千万円未満	7	2	16,059,320	6,577,348	2,427,784	728,335	15.1%
2千万円台	28	10	26,090,895	10,526,314	2,940,534	970,376	11.3%
3千万円台	29	12	35,165,806	14,961,755	4,693,182	2,018,068	13.3%
4千万円台	26	6	45,428,705	17,594,183	3,251,718	1,398,239	7.2%
5千万円台	17	2	54,463,159	25,251,560	7,449,577	3,724,789	13.7%
6千万円台	14	0		—	—	—	—
7千万円台	4	0		—	—	—	—
8千万円台	8	0		—	—	—	—
合計・平均	133	32	35,441,577	14,982,232	4,152,559	1,767,961	12.1%

意点



実額経費の計算をしており、申告上は有利な経費計算を選択していること。第二は、実額経費と概算経費の差額、いわゆる措置法差額の金額が場合によっては多額に発生していること。

以上から、平成25年の税制改正において概算経費の適用を抑制するような税制改正の可能性があります。

2

専従者給与

専従者給与とは、個人事業の家族従業員に労働の対価について必要経費を認めた特別の必要経費です。なぜなら、家族間での支払については同一生計である場合には収入・必要経費とも認識しないということが個人税制の前提です。

この前提の例外が専従者給与です。よって、支給についての要件をクリア

して税務署への届出をすることにより認められる制度です。金額に改定がある場合にも届出が必要となります。

(1) 届出の内容

- ① 氏名
- ② 年齢
- ③ 職務内容
- ④ 月額給与金額
- ⑤ 賞与金額

(2) 専従者給与の税務上の取扱

届出をした専従者給与については、税務署から届出時点で連絡があることはまれです。実務上は届出をしたことで届出をしたことが承認されたものとして処理します。専従者給与自体の内容の適正か否かの判断は、税務調査時の専従者給与の実態確認によりなされることになります。よって、税務調査時に専従者の職務が届出と実態にかい離がある場合には、専従者

給与金額を否認されることもあります。(表2)は橋本会計の歯科個人事業のお客様についてまとめたものです。

専従者給与については、支給要件を満たしていれば支給自体についての問題はありません。よって、税制改正による規制というよりは、税務調査時の指摘事項としての問題のほうが大きいものです。この点は、医療法人の家族従業員である理事給与と同種のものです。

専従者給与金額についての適正額は、その歯科診療所の経営状況や専従者の職務内容によって異なるものですから、一律に決められるものではありません。よって、専従者給与についての適正額を説明するためには、専従者の職務実態について説明できるようにしておく必要があります。

具体的には、専従者が行う職務(歯科治療、経理業務、受付業務等)を明確にしておくことが有効です。

(表2) 専従者給与支給の状況

収入区分	総数	概算経費適用有			概算経費適用無		
		社数	専従者給与支給数	支給平均額(円)	概算経費適用数	専従者給与支給数	支給平均額(円)
2千万円未満	7	2	0	0	5	0	0
2千万円台	28	10	0	0	18	4	2,690,000
3千万円台	29	12	1	960,000	17	11	4,249,091
4千万円台	26	6	4	2,130,000	20	13	3,827,308
5千万円台	17	2	1	2,400,000	15	12	3,841,956
6千万円台	14	0	0	0	14	12	5,592,333
7千万円台	4	0	0	0	4	3	4,288,333
8千万円台	8	0	0	0	8	8	5,792,500
合計・平均	133	32	6	1,980,000	101	63	4,112,816